

## 防災規制等の細則

### 1 防災防火対象物

法第8条の3に規定する防災対象物品を使用しなければならない防火対象物（以下「防災防火対象物」という。）は、政令第4条の3第1項及び第2項に定めるもののほか、次に掲げる防火対象物又はその部分は、防災防火対象物して取り扱うものとする。

- (1) 防災防火対象物の屋上、ポーチ及びバルコニー等の外気に開放された部分
- (2) 高層建築物で、その一部が政令第8条の規定により別の防火対象物（防災防火対象物以外の防火対象物を含む。）とみなされる部分
- (3) 防災防火対象物以外の防火対象物で、政令第1条の2第2項の規定により従属的な部分とされる飲食店、物品販売店舗、診療所等の部分
- (4) 防災防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画、演劇等の催しに使用される部分
- (5) 防災防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示に利用される不特定多数の者を収容する部分

### 2 防災対象物品

政令第4条の3第3項及び省令第4条の3第2項のほか、次に掲げる場合は、防災対象物品を使用するものとする。

- (1) カーテンをベットの囲いに使用する場合
- (2) 布製のアコーデオンドア又は布製のつい立を使用する場合
- (3) 目かくし布を試着室に使用する場合
- (4) のれん、紅白の幕、装飾幕等（下げ丈がおおむね1 m以上あるもの）を使用する場合
- (5) じゅうたん等を屋外の観覧席、通路等の部分に敷く場合
- (6) じゅうたん等を昇降機の床、壁等の内面保護に使用する場合
- (7) 合板（展示会場等において用いられるもの）を台、バックスクリーン及び仕切用等に使用する場合
- (8) 合板（物品販売店舗等において用いられるもの）を商品の陳列棚以外の目的で天井等からぶら下げた状態又はパネルとして使用する場合

### 3 適用除外

次に掲げるものは、防災規制を適用しない。

- (1) じゅうたん等で大きさが2 m<sup>2</sup>以下のもの
- (2) じゅうたん等で屋外のグラウンド、フィールド等の部分に敷くもの
- (3) 畳
- (4) プラスチックタイル又は合成樹脂製床シートがのり又は接着剤等で床に貼られ、床と一体になっているもの
- (5) じゅうたん等の下にクッション材として使用されるアンダーレイ、アンダークッション又はアンダーフェルト等

- (6) プラスチック製又は木製のブラインド
- (7) 垂れ幕で外壁に沿って下げられているもの
- (8) 独立したさお等に掲げる旗
- (9) 網状の工事用シートで網目寸法が12mmを超えるもの

### 3 その他

- (1) 建基法第2条第9号に規定する不燃材料、建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料及び同令第1条第6号に規定する難燃材料を防災防火対象物において使用する場  
合、防災対象物品として取り扱うことができる。
- (2) 防災対象物品を防災防火対象物において使用する場合は、防災物品である旨の表示を当  
該防災物品に省令第4条の4第1項により付してあるものであること。
- (3) 令別表第一(7)項の用途に供される体育館等に設けた暗幕、どん帳等は防災物品を使用す  
ること。◆
- (4) 防災物品を使用者自ら縫製、加工する等した場合等により、防災表示を貼付できない場  
合は、加工元の製品の一部及び防災表示を保管させること。